

広島市社会福祉審議会運営規程改正案

現 行	改 正
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第4条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号。以下「令」という。)第3条第1項に定める審査部会のほか、児童福祉専門分科会に次の各号に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事務を行う。</p> <p>(1) 入所措置等専門部会 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第6項に規定する措置及び同法第33条第5項に規定する意見具申に関する調査審議等</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(審議会の審議事項並びに専門分科会及び部会の専決事項)</p> <p>第5条 審議会の審議事項並びに令第2条第3項に掲げる民生委員審査専門分科会及び令第3条第3項に掲げる審査部会の専決事項のほか各専門分科会及び各部会の専決事項は、別表のとおりとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、健康福祉局健康福祉企画課 _____ において処理する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第1条～第3条 (現行に同じ。)</p> <p>(部会)</p> <p>第4条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号。以下「令」という。)第3条第1項に定める審査部会のほか、児童福祉専門分科会に次の各号に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事務を行う。</p> <p>(1) 入所措置等専門部会 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第6項に規定する措置 _____ に関する調査審議等</p> <p>(2)～(4) (現行に同じ。)</p> <p>2～5 (現行に同じ。)</p> <p>(審議会の審議事項並びに専門分科会及び部会の専決事項)</p> <p>第5条 (現行に同じ。)</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、健康福祉局健康福祉・地域共生社会課において処理する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年6月15日から施行する。</p>